

保存版

かみしほろ電力の手引き

目 次

- | | | |
|---|--|------|
| 1 | 電気料金の仕組み | 1 p. |
| 2 | よくあるご質問 | 3 p. |
| 3 | かみしほろ電力の電気をご契約するにあたって
ご了承ください事項（重要） | 4 p. |
| 4 | 電力お問い合わせ窓口・お客さま情報の取扱いについて | 9 p. |

※本書記載内容は、2024年1月現在のものです。内容は変更になる場合がございますので、ご了承ください。



かみしほろ電力

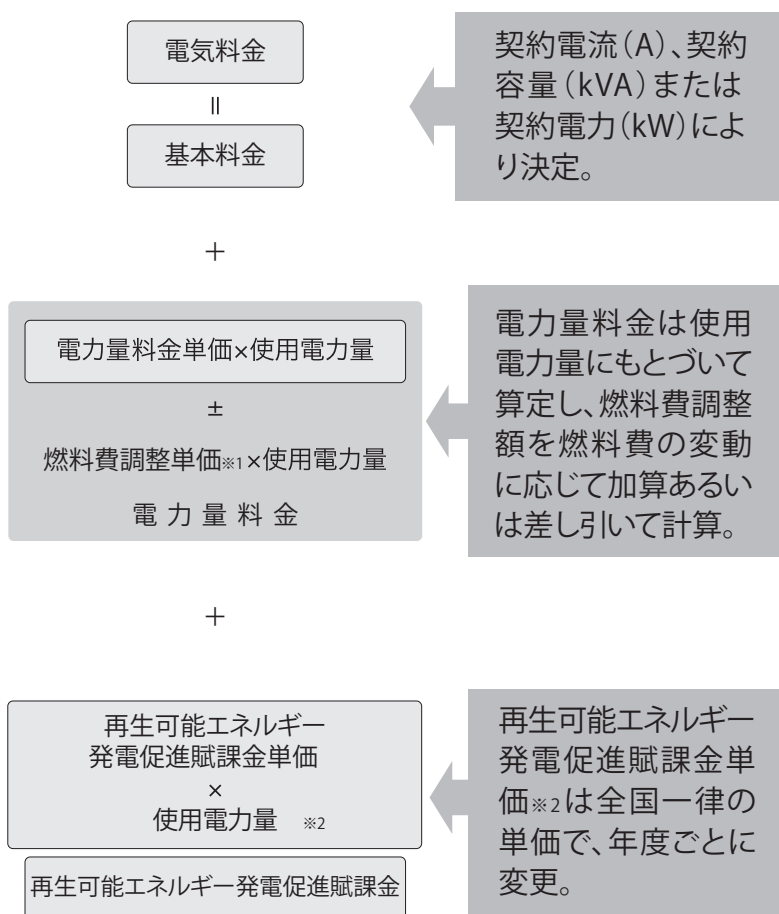
Kamishihoro Energy

1 電気料金の仕組み

■電気のご使用量の計量および検針について

- ・お客さまの電気のご使用量は、一般送配電事業者が、お客さまのお住いの地域ごとに定めた毎月固定の日（計量日）に計量します。
- ・スマートメーター以外の計量器の場合には、計量日にメーターの検針にお伺いし、計量します。

■電気料金の計算方法について



3 よくあるご質問

Q1. 契約名義の変更はどこに連絡すればいいの？

A1. ご契約者名義の変更お手続きをご希望のお客さまは、新たなご契約者さまよりお電話で(株)k a r c h（カーチ）までお申し込みください。

Q2. 契約アンペアの変更はどこに連絡すればいいの？

A2. 契約アンペアの変更など、現在のご契約内容の変更につきましては、お電話で(株)k a r c hまでご連絡ください。

※アンペア数変更の工事は立ち会いが必要となりますので、ご都合の良い日時をお伺いし、一般送配電事業者（北海道電力株式会社）経由で作業者が工事にお伺いします。また、有料の工事を伴う場合がございます。

※変更後のアンペア数が適正かどうかはお客さまのご判断となります。

Q3. 電気の使用廃止（解約）はどこに連絡すればいいの？

A3. 電気の使用廃止（解約）等の電気に関するお問い合わせはお電話で(株)k a r c hまでご連絡ください。

Q4. 突然家の電気がつかなくなりました。どうすればいいの？

A4.

■ひとつの部屋だけが停電している場合

- 1 分電盤にて回路用ブレーカーが下りていないかご確認ください。
- 2 回路用ブレーカーが下りていたら、電気が消えた部屋でご使用中の電気製品のプラグをコンセントから外し、電気製品の数を減らしてください。
- 3 下りている回路用ブレーカーを上げると電気がつきます。

※分電盤を操作しても電気がつかない時は、(株)k a r c h、または一般送配電事業者（北海道電力株式会社）へご連絡ください。

■家中全体の電気が停電している場合

- 1 分電盤をご確認ください。
 - 契約用安全ブレーカーが下りている場合
 - ①ご使用中の電気製品のプラグをコンセントから外し、電気製品の数を減らしてください。
 - ②下りている契約用安全ブレーカーを上げると電気がつきます。
 - ※分電盤を操作しても電気がつかない時は、(株)k a r c h、または一般送配電事業者（北海道電力株式会社）へご連絡ください。
 - 漏電遮断器が下りている、または、ブレーカーが下りていない場合
 - ※一般送配電事業者（北海道電力株式会社）へご連絡ください。

■ご近所一帯も停電している場合

※(株)k a r c h、または一般送配電事業者（北海道電力株式会社）へご連絡ください。

4 かみしほろ電力をご契約するにあたってご了承くださいく事項 (重要)

登録番号A0539 (株)k a r c h

- ・本書面は、かみしほろ電力をご契約いただく際に注意が必要な重要事項についてご説明するものです。
- ・なお、契約のより詳しい内容につきましては(株)k a r c hホームページ等にて約款・規定をご確認ください。

1. 小売電気事業者および契約媒介業者等について

- ・電気の販売は小売電気事業者（登録番号A0539）である(株)k a r c h（以下「当社」といいます。）が行いますが、契約の媒介業務については委託先の事業者（契約媒介業者等）が行う場合があります。申込書下部の事業者名、または当社がお届けする「電気契約のお知らせ」にてご確認ください。

2. ご契約のお申し込み方法

- ・お電話・お申込書よりお申し込みいただけます。

3. 電気の切替予定日

- ・原則として以下の通りとなります。具体的な日付については、別途郵送する「電気契約のお知らせ」にてご案内いたします。
 - ①他の小売電気事業者からの切替による契約：別途ご指定がある場合を除き、お申し込みを受け当社が切替手続きを開始してから、およそ1か月後の当社指定の日に切り替えいたします。
 - ②転居等による新規契約：入居時などのご希望日から供給いたします。
※供給開始の手続きの状況により、初回の電気料金のご請求が遅れることや複数月分まとまってご請求となることがあります。

4. 電気料金について

- ・電気料金は別表の料金表に基づいて計算いたします。

5. 契約電流（契約アンペア）・契約容量・契約電力について

- ・契約電流（契約アンペア）、契約容量、契約電力についてはお客さまのお申し出により決定いたします。従前の内容から変更する場合は工事等が必要になる場合がございます。

6. 使用量の検針と料金計算について

- ・一般送配電事業者から月1回検針データを受領し、その検針データに基づいて1か月の料金を計算いたします。当社で検針を行わないため、検針時に電気の検針票は投函いたしません。
- ・料金については(株)k a r c hホームページ等にてご確認くださいことができます。
- ・なお、前月検針日から当月検針日の前日までの期間を1か月として計算いたします。
- ・解約の場合も、解約後に一般送配電事業者から受領する検針データに基づき、料金を計算いたします。その場合において前回検針日から解約日の前日までを算定期間とし、基本料金については1か月分を申し受けます。使用量については解約日までのご使用量で計算いたします。
- ・ご契約後の初回検針分については基本料金を申し受けません。ただし、他社からの切替による契約の場合で、お客さまが電気の切替予定日を一般送配電事業者が行う月1回の検針日と同日にすることを希望した場合は除きます。

7. 電気料金のお支払方法

- ・原則として、口座振替またはクレジットカード決済でお支払いいただきます。事務手続きが完了するまでの間については払込請求書でお支払いいただく場合があります。

8. 延滞利息について

- ・電気料金のお支払いが支払期限日までに行われなかった場合、支払期限日の翌日からお支払いいただいた日までの日数に対して、1日あたり0.0274%で計算した延滞利息をご請求させていただきます。ただし、以下の場合には延滞利息を申し受けません。

- ①料金を口座振替により支払われる場合に、当社の都合で支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合。
- ②支払期限日の翌日から起算して10日以内にお支払いいただいた場合。

9. 工事負担金について

- ・お客さまが新たに電気を使用される場合で、これに伴い配電設備もしくは特別供給設備が新たに施設される場合、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づいて当社が工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金をお支払いいただきます。

10. 供給電圧と周波数

- ・供給電圧は100ボルトまたは200ボルト、周波数は50ヘルツとなります。（一般送配電事業者と同じ供給電圧・周波数となります。）

11. 契約申し込みの承諾について

- ・当社は以下の場合、契約の申し込みを承諾しないことがあります。
- ①最低利用期間経過前に解約することが明らかな場合。
- ②最低利用期間経過前に解約し、解約から1年経過せずに再度申し込みを行った場合。（転居による場合は除く。）
- ③お客さまが支払うべき料金を、支払期限日を過ぎてもお支払いいただいていない、または支払期限日を過ぎてからお支払いいただいた場合。
- ④料金のお支払方法に口座振替をご了承いただけない場合。
- ⑤お客さまが過去に当社の約款に違反していた場合。
- ⑥法令、電力の需給状況、供給設備の状況等によりやむを得ない場合。

12. 最低利用期間について

- ・最低利用期間は、料金適用開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

13. お客さまが契約変更を希望する場合

- ・契約内容の変更は、変更の手続きが整った日以降の検針日から適用となります。

14. 転居等により契約の解約を行う場合

- ・転居等により契約を解約する場合は、電気使用終了日をあらかじめ当社までお申し出ください。

15. 小売電気事業者の切替による解約の場合

- ・お客さまが切り替えを希望する小売電気事業者へ契約の申し込みを行ってください。当社はその小売電気事業者から連絡（一般送配電事業者が連絡を取り次ぐ場合も含みます。）を受けてお客さまとの契約を解約いたします。

16. 契約の解約による違約金

- ・契約解約による違約金は原則として発生いたしません。
- ・ただし、お客さまが電気設備を新しく設置または変更していた場合に、その電気設備の撤去または変更を伴う解約を行うときで、設備を新しく設置した日または変更した日から1年を経過していなければ違約金や工事負担金を請求する場合があります。

17. 当社が契約の変更を行う場合について

- ・一般送配電事業者における託送供給等約款が変更になった場合や、法令等の改正があった場合、また当社の電気料金の改定を行う場合などに、当社の約款を変更することがあります。その場合、お客さまとの契約は変更後の約款によるものとなります。
- ・約款を変更する場合は、変更実施日の1か月前までにk a r c hホームページや郵送物等でご案内いたします。
- ・変更の内容に承諾できない場合、変更実施日の15日前までにお申し出いただくことで解約をすることができます。解約のお申し出がなかった場合には、変更内容を承諾したものといたします。

18. 当社が契約の解約を行う場合について

- ・当社は以下の場合、契約の解約を行う場合があります。解約を行う場合には、解約する日の15日前までに予告いたします。
 - ①お客さまが支払うべき料金を、支払期限を過ぎてもお支払いいただいていない場合。
 - ②電力供給開始後3か月経過してもによる支払方法となっていない場合。
 - ③お客さまが当社の約款に違反した場合。
- ・また、お客さまが当社へ解約のお申し出なく転居された場合など、明らかに電気の使用をされていないとき、当社は電気の供給を終了する手続きを取り、その日に解約があったものといたします。

19. 電気のご使用の制限について

- ・電気の料金メニューには使用用途が定められております。電灯用メニューを契約している場合は電灯用として電気をご使用ください。また、動力用メニューを契約している場合は動力用として電気をご使用ください。

20. 供給設備の施設等に関する事項

- ・当社または一般送配電事業者が、供給設備の工事等に用地の確保が必要となった場合は協力していただきます。

21. 給電指令の実施または制限・中止に関する事項

- ・当社または一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更・その他工事上やむを得ない場合、または需給上・保安上必要がある場合等に、電気の使用制限・中止へ協力していただきます。

22. 需要場所への立入りに関する事項

- ・当社または一般送配電事業者および一般送配電事業者が委託した登録調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が必要とする場合に、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地・建物へ立ち入る場合があります。（設備の改修や検査、保安上の措置、計量値の確認、供給開始・廃止、法令による調査等）

23. 電力品質維持に関する協力

- ・お客さまの電気の使用が、負荷の特性等により他者の電気の使用を妨害している、または妨害する恐れがある場合に、必要な調整装置等の施設に協力していただきます。

24. 調査に対するお客さまの協力

- ・一般送配電事業者および登録調査機関は法令によりお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査することがあります。調査等の際に、電気工作物の配線図が必要な場合はお客さまに提示していただきます。
- ・また、お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合は、当社または一般送配電事業者もしくは登録調査機関へ連絡していただきます。

25. 保安に対するお客さまの協力

- ・お客さまの電気工作物に異常や故障等が生じた・生じるおそれがある場合等には、その旨を当社および一般送配電事業者へ連絡していただきます。

26. 小売電気事業者切替時の注意点

- ・お客さまが現在の電気契約を解約することで、不利益を被ることがあります。現在契約している事業者に以下のような不利益事項がないかどうか確認をお願いいたします。
- ・解約違約金、継続利用期間の初期化、過去電力量の照会不可等。

以下に記載する全ての料金メニューは、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額が使用量に応じて加算（減算）されます。

まったく電力を使用されない場合、1 か月分の基本料金を半額といたします。

従量電灯B料金

アンペア区分	基本料金・月額 (税込)
10 A	418.00円
15 A	627.00円
20 A	836.00円
30 A	1,254.00円
40 A	1,672.00円
50 A	2,090.00円
60 A	2,508.00円

使用量区分	1kWhあたり料金単価 (税込)
最初の120kWhまで	33.90円
120kWhを超え280kWhまで	39.88円
280kWhを超えた分	43.41円

従量電灯C料金

基本料金・月額（税込）	
1kVAにつき	418.00円

使用量区分	1kWhあたり料金単価 (税込)
最初の120kWhまで	33.90円
120kWhを超え280kWhまで	39.88円
280kWhを超えた分	43.41円

低圧電力料金

基本料金・月額（税込）	
1kWにつき	1,413.06円

使用量区分	1kWhあたり料金単価 (税込)
1kWhにつき	27.50円

電力お問い合わせ窓口

お問い合わせ内容	電気契約の確認・変更・その他について お引越し・ご使用廃止のお申込み 電気料金について
電話受付時間	年末年始を除く日の9：00～17：00
電話番号	01564 - 7 - 7777

※通話料金はお客さまのご負担となります。

お客さま情報の取扱いについて

当社は、電気のエネルギーをお客さまにご利用いただくにあたり、各種の申込みの受付、保安点検、機器販売、各種工事等の機会に、当社が直接または業務委託先等を通じて、または電話帳・住宅地図等の刊行物等により、お客さまの氏名、住所、電話番号等の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を取得いたしますが、これらの個人情報下記に利用させていただきます。

- (1) エネルギー供給およびその普及拡大
- (2) エネルギー供給設備工事
- (3) エネルギー供給設備・消費機器(厨房、給湯、空調等)の点検等の保安活動
- (4) 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- (5) エネルギー消費機器・警報器等の機器・住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）設置、修理、点検、商品開発、アフターサービス
- (6) 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積、研究開発
- (7) その他上記(1)から(6)に附随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、情報処理会社、協力会社（北海道ガス、工事会社、機器製造元等）等に業務の一部を委託（料金の収納業務、供給設備の点検業務、情報処理業務等）することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

当社が保有するお客さま情報に関して、お客さまご自身の内容についての開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去などにつきましては、(株)k a r c hまでお問い合わせください。

当社のお客さま情報の取り扱い（プライバシーポリシー）につきましては、詳しくは(株)k a r c hホームページをご参照願います。